

よくあるご質問

Q1. 前納期間の途中で、2年間の期間満了により資格喪失となりますが前納はできますか。

A1. できます。当組合ホームページまたはFAXで通常通りお申込みください。資格満了月の前月分までの期間に基づいた金額等のご案内となります。

例：令和8年7月1日に期間満了の場合、令和8年4月から6月までの前納となり、この期間に基づいた納付書が発行されます。

Q2. 前納期間中に就職を行う予定がありますが、前納保険料は還付されますか。

A2. 就職月（資格喪失月）以降の保険料を還付します。当組合が徴収する保険料は資格喪失月の前月分までとなります。就職後、当組合ホームページに掲載の任意継続被保険者資格喪失申出書に就職先の保険加入証明書類写しを貼付して当組合適用二課へご提出ください。任意継続時の保険証等の返却もお願いします。

例：令和8年4月から翌年3月分までを前納した場合で、令和8年7月1日に就職した場合は、令和8年7月分から令和8年3月分までの保険料を還付します。

Q3. 市町村に確認したところ、国民健康保険に加入したほうが、保険料が安くなることが分かりましたので国民健康保険に加入したいと思います。任意継続被保険者資格の喪失手続きを教えてください。

A3.以下の①または②を行うと任意継続被保険者の資格が喪失となります。資格喪失後、「任意継続被保険者資格喪失通知書」を送付しますので、この通知書をもとに国民健康保険の加入手続きを行ってください。あわせて、適用二課へ保険証等の返却を早急をお願いします。

①②の異なる点は、資格喪失日（＝国民健康保険の加入日）と資格喪失申出書の提出の有無です。

なお、月途中で国民健康保険に加入しても1か月分の国民健康保険料が徴収されますので、①②のいずれの手続きをとっても国民健康保険料に変わりはありません。国民健康保険の加入日が月の1日からでなくてもよい場合は、①の方法にすると書類作成の手間を省くことができます。

①保険料未納による喪失

- ・納付期限までに保険料を納付されなかった場合は、納付期限日の翌日付で喪失となります。
- ・資格喪失申出書の提出は不要です。

例：令和8年4月分保険料を納付しない場合→令和8年4月11日資格喪失**(4月10日まで保険は適用されます)**

②被保険者からの申出による喪失

- ・当組合ホームページ掲載の資格喪失申出書を記入のうえ適用二課へ郵送してください。
- ・書類が当組合に到着した日の属する月の翌月1日付で資格喪失となります。

例：喪失申出書が5月31日に組合到着→6月1日資格喪失

喪失申出書が6月1日に組合到着 →7月1日資格喪失

なお、任意継続被保険者資格喪失後から国民健康保険に加入する間は、一時的に無保険状態となり、医療機関を受診する場合は全額自己負担となります。国民健康保険に加入後、医療費の払い戻し手続きを行える場合もありますので、手続等の詳細は市町村の国民健康保険課に相談を行ってください。